（ 様式D－２ ）
（ 別　　紙 ）

令和５年度　海外派遣研究員研究報告書

令和７年２月１０日

日本大学理事長　　殿
日 本 大 学 学 長　　殿

所　　属　危機管理学部（危機管理学研究所）
資格・氏名　教授　安藤貴世
■本報告書の内容を公表することは了承しております。
（公表可の場合，チェック■すること）

令和５年度海外派遣研究員（長期）の研究実績を，下記のとおり報告いたします。

記

１　区　　分　　長期

２　研 究 課 題

国際犯罪の処罰の確保をめぐる国際刑事法の構造及び発展に関する研究

３　派 遣 期 間　　西暦　2023　年　9月　14日　～　2024　年　9月　15日

４　派　遣　先　　英国，オランダ，フランス

５　研 究 目 的

個人の刑事処罰を扱う国際法の一分野である国際刑事法は、国際犯罪に係る多数国間条約の作成・整備、さらに冷戦終結後の旧ユーゴおよびルワンダ国際刑事裁判所や国際刑事裁判所（以下、ICC）等の国際刑事法廷の設立をとおし飛躍的に発展した。前者の動きは特に第二次世界大戦後に顕著となり、テロ防止関連諸条約、薬物犯罪や国際組織犯罪に関する条約等の締結が挙げられ、これらの犯罪は「諸国の共通利益を害する犯罪」に分類される。また一連の国際刑事法条約において定式化された管轄権規定および訴追規定は、拷問等禁止条約といった国際人権法条約にも導入されている。他方で後者の国際刑事法廷の設立においては、特に中核犯罪、即ちICCの４つの対象犯罪（集団殺害犯罪、戦争犯罪、人道に対する犯罪、侵略犯罪）の規制・処罰が射程とされ、これらは「国際法違反の犯罪」に分類される。

こうした点を念頭に本研究は、国際犯罪の処罰の確保において特に重要な位置づけを有する国際刑事法条約の訴追規定とその前提たる管轄権規定に注目し、それら手続規定の法構造を条約の実体的な保護法益との連関性も含め明らかにすることを目的とする。さらにロシアによるウクライナ侵攻以降、中核犯罪の発生が指摘されていることを踏まえ、これまで所与とされてきた国際犯罪の類型化の再検討をとおし、国際刑事法の構造自体の変容・発展の可能性を探るとともに、国際犯罪の抑止・処罰の確保に資する研究となることを目指すものである。

６　研　究　概　要

2023 年 9 月から 2024 年 9 月まで、英国ケンブリッジ大学のローターパクト国際法研究センター（Lauterpacht Centre for International Law）の Visiting Fellow および同大学のペンブルックカレッジ（Pembroke College）の Visiting Scholar として研究活動を行うとともに、研究の一環としてオランダ・ハーグとフランス・パリを訪問した。

この間の研究概要は、国際刑事法条約において核となる訴追規定たる「引き渡すか訴追するか（*aut dedere aut judicare*）」原則と、その前提となる自国領域内に容疑者が所在する締約国（以下、容疑者所在国）の裁判管轄権規定に焦点を当て、両者を初めて導入した 1970 年の航空機不法奪取防止条約（以下、ハーグ条約）以降、一連のテロ防止関連諸条約に定式化された訴追・処罰の構造がその後の国際刑事法条約、さらに国際人権法条約においてどのように導入されたかを明確化することを目的とするものである（「７　研究の結果・成果」にて詳述）。研究の基本的手法は文献研究であるものの、以下に述べるとおり関連資料の収集に留まらず、滞在中の多様な研究活動をとおし、自身の研究を深化・発展させることに努めた。以下、各研究機関および訪問先での研究活動の概要を述べる。

（１）ケンブリッジ大学ローターパクト国際法研究センターにおける研究活動

ケンブリッジ大学法学部の付属機関であるローターパクト国際法研究センター（以下、国際法研究センター）は、1983 年に当時ケンブリッジ大学の国際法教授であった Elihu Lauterpacht により設立された。当該名称となったのは 1996 年であるが、これは Elihu とその父 Hersch Lauterpacht（ケンブリッジ大学の国際法教授、国際司法裁判所判事）によるケンブリッジ大学における国際法研究への貢献に敬意を表したものとされる。同センターは、常勤の研究員が所属するとともに、ヨーロッパを中心とした世界各国の国際法研究者を客員研究員として常時 10～20 名ほど受け入れている。

滞在中は、国際法研究センターにおいて自身の研究テーマに関する文献研究を進めるのと同時に、同センター開催の Friday Lunchtime Lectures（ターム中の毎週金曜日）をはじめ、Hercsh Lauterpacht Memorial Lecture、the Eli Lauterpacht Lecture 等の各種セミナーや講演会、シンポジウムに随時参加した。さらに客員研究員による研究報告会にも積極的に参加した。また研究センター内の Old Library には発行年の古いものも含め国際法分野の書籍が多数所蔵されており、自身の研究に関連する多くの書籍を参照することが可能な環境であった。

（２）ケンブリッジ大学ペンブルックカレッジにおける研究活動

ペンブルックカレッジはケンブリッジ大学の 31 のカレッジの 1 つであり、1347 年に設立された 3 番目に歴史のあるカレッジである。オクスフォード大学と同じくカレッジ制をとるケンブリッジ大学では、教員は自身の研究分野に沿って各学部や研究所などに所属するとともに、いずれかのカレッジに所属するシステムとなっており、したがって各カレッジには文理問わずさまざまな領域を専門分野とする教員（Fellow）が所属する。こうした環境に客員研究員として身を置くことにより、法学研究者のみならず、

歴史学、政治学、地理学、国際関係学、犯罪学といった多彩な分野の研究者と日常的に交流し、議論をすることが可能であった。また、ペンブルックカレッジの図書館には法学分野の書籍に特化した閲覧室があるとともに、国際関係論などの隣接分野を含め他分野の蔵書も充実していることから、自身の研究に関連する資料の入手に大いに資することとなった。

（３）ケンブリッジ大学のその他機関等での研究活動

①各種講演会、セミナー、シンポジウム等への参加

ケンブリッジ大学では、各種テーマの講演会やセミナー、シンポジウム等が頻繁に開催されており、滞在中は、上記の国際法研究センター主催のものに留まらず、たとえば法学部や、犯罪学研究所、各カレッジなどにより主催され、自身の研究に関連のあるものを中心に可能な限り参加した。研究遂行上、多くの示唆や気づきを得たものとしてたとえば、Oleksandra Matviichuk 氏（弁護士、2022 年ノーベル平和賞を受賞したウクライナの人権団体「市民自由センター」の代表）、Síofra O'Leary 氏（欧州人権裁判所長官（当時））、Claus Kreß 教授（国際法学者、ケルン大学）、さらに後述する Philippe Sands 教授（国際法学者、ロンドン大学）による講演などがある。

②ケンブリッジ大学の図書館における資料収集

国際法研究センターの図書室およびペンブルックカレッジの図書館のみならず、ケンブリッジ大学総合図書館および法学部図書館（Squire Law Library）においても随時、資料収集を行った。特に法学部図書館は、国際刑事法分野を含め国際法全般の蔵書が非常に充実しているのみならず、国際法関連の学術雑誌および国連等の資料も揃っており、テロリズム犯罪、薬物犯罪、国際組織犯罪といった「諸国の共通利益を害する犯罪」に関する文献、中核犯罪たる人道に対する犯罪の法典化の試みに関する文献、国際刑事管轄権全般に関する文献、国際刑事法条約の管轄権規定・訴追規定の形式を取り入れた国際人権法条約たる拷問等禁止条約に関する複数のコメンタリー等、自身の研究に関連する資料を研究の進捗に応じて随時入手することが可能であった。

（４）オランダ、フランスにおける研究活動

①オランダ・ハーグの国際司法裁判所、国際刑事裁判所訪問

ハーグに所在する国際司法裁判所（以下、ICJ）および国際刑事裁判所（以下、ICC）を訪問した。ICJ では大法廷における傍聴のほか、岩沢雄司裁判官に平和宮内部を案内いただき、裁判官の業務に関して詳細に説明いただいた。ICC では赤根智子裁判官（現 ICC 所長）と、検察局や書記局に所属する日本人職員の方々と懇談し、国際刑事裁判手続の特徴や各種業務、ICC における日本の役割等に関して説明いただく機会を得た。

②フランス・パリにおける資料収集

パリの国立図書館（Bibliothèque nationale de France）において、特に普遍的管轄権をはじめとする国際刑事法関連の資料収集を行った。

７　研究結果・成果

前項で述べた研究概要をとおし、以下のとおり自身の研究を具現化するとともに、研究の深化や今後の発展へ繋げるという成果を齎すことができた。研究の具体的な成果も含め、以下で述べていく。

（１）国際刑事法条約における管轄権規定・訴追規定の法的構造の明確化

本研究は、テロ防止関連条約たるハーグ条約において初めて導入された「引き渡すか訴追するか」原則と、その前提となる容疑者所在国の裁判管轄権規定が、その後に作成された国際刑事法条約、さらに国際人権法条約においてどのように導入されたかを明確化するものである。なお「引き渡すか訴追するか」原則とは、容疑者所在国に対し、容疑者を犯罪に対する直接利害関係国に引き渡さない場合には、自国において訴追する義務を課すものであり、容疑者の所在のみを要件として容疑者所在国に訴追義務を課す点を以て、当該原則の前提たる容疑者所在国の管轄権は普遍的管轄権に基づくとされる。検討に当たっては特に、「引き渡すか訴追するか」原則の導入に際していわば節目となった重要な諸提案をめぐる各国代表等による議論に着目し、それらの提案がなされた条約の起草過程について一次資料やコメンタリー等を手掛かりに詳細に分析した。

一次資料等を検討した結果、幾つかの条約の起草過程では、「引き渡すか訴追するか」原則に要件や限定を付すことにより、ハーグ条約の処罰構造と比して、容疑者所在国に対し管轄権行使を義務付ける範囲を「狭めよう」とする諸提案がなされたことが明らかとなった。具体的には、第一に直接利害関係国からの「容疑者引渡しの請求」という要件、第二に直接利害関係国からの「訴追の請求」という要件、第三に容疑者の国籍に基づく不引渡しといった引渡拒否事由に基づく限定である。第一の要件については、2 つのテロ防止関連諸条約（外交官等保護条約、人質行為禁止条約）と同原則を初めて導入した国際人権法条約である拷問等禁止条約、第二、第三の要件・限定については麻薬新条約、国際組織犯罪条約を検討対象とした。

本研究の結果として、国際人権法条約たる拷問等禁止条約の起草過程において、国際刑事法条約にて定式化された「引き渡すか訴追するか」原則と容疑者所在国の裁判管轄権規定を設定するに当たり、特に普遍的管轄権の導入の可否をめぐり詳細な議論がなされたこと、麻薬新条約および国際組織犯罪条約では、ハーグ条約と同じ国際刑事法条約であるにも拘わらず、上記の第二、第三の要件および限定の導入に関する議論の結果として、「引き渡すか訴追するか」原則がそのまま引き継がれずに、条件付きの同原則へ分化して導入された点を導き出した。さらに後者の点については、容疑者所在国の管轄権行使義務の要件が厳格化・複雑化することにより、その範囲が極めて狭く設定された「引き渡すか訴追するか」原則が、麻薬新条約を経て国際組織犯罪条約の成立を以て完成した経緯について明らかにした。

なお本研究の過程では、ケンブリッジ大学等において収集した関連資料を存分に用いたことは言うまでもないが、特に国際刑事法研究者との意見交換をとおし考察を深めることができた。たとえば、世界的に著名な Sarah Nouwen ケンブリッジ大学法学部教授（ローターパクト国際法研究センターおよびペンブルックカレッジに所属）からは、

すでに多数の国の支持が得られた既存の多数国間条約の規定方式の踏襲について、また同時期に国際法研究センターの客員研究員であった Dr Maria Stefania Cataleta（Lumsa University, Rome および ICC Counsel）からは「引き渡すか訴追するか」原則が国際慣習法化しているか否かについて、多大な示唆を得た。

（２）研究の深化・発展

第一に、Friday Lunchtime Lectures をはじめ、国際法研究センター等にて開催された数多くの講演会、セミナーへ参加し、著名な国際法学者や実務家による講演の聴講や質疑をとおし、日本の学界に参加しているだけでは必ずしも得られない国際法研究の最新動向や研究手法を知ることができた。特に the Eli Lauterpacht Lecture における Nazhat Khan・ICC 副検事の講演と同氏と交わした対話は、国際刑事法の理論と実務の融合、さらに国際刑事法と国際環境法の交錯に関する知見を深める機会となった。

第二に、世界各国の国際法研究者との議論、さらにネットワーク構築が挙げられる。既述のとおり国際法研究センターには常勤の研究員のほかに、世界各国から客員研究員が集い、同センターは「国際法研究のメッカ」であるというフレーズを滞在中何度も耳にした。特に客員研究員による研究報告会への参加は、自身の研究概要を報告することにより、その質疑応答をとおし研究の内容・手法を精緻化するとともに、他の客員研究員の報告を聞き、議論を重ねることにより、さまざまな研究テーマに対する多様なアプローチや分析方法を学ぶ機会となった。さらに特筆すべき点が国際法研究センターにおけるお茶の習慣である。同センターには週末を除く毎日午前 11 時から 30 分間ほど、常勤の研究員、客員研究員、さらに British Red Cross の研究員などがキッチン（天気の良い初夏には同センターの広大な庭のベンチ）に集まりビスケットを摘まみながらお茶をするといういかにも英国的な伝統があり、滞在期間中はお茶の時間に毎日のように参加した。この時間をとおし、お互いの研究の概要や進捗状況のみならず、自国の国内法制度、各自が所属する大学の研究・教育環境、さらに自国の生活習慣に至るまで、実に多岐に渡る話題を他の国際法研究者らと共有することにより、自身の研究の幅が大いに広がり、且つ思考が柔軟化する実感を得た。特にロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルとハマスの軍事衝突をめぐり、国際刑事法、国際人道法に係る意見交換を行ったことや、ウクライナ人の研究者と、ロシアの侵略行為に関する特別法廷設置の可能性について幾度となく議論したことは、自身の研究遂行において大きな収穫となった。

第三に、この在外研究期間中に、中核犯罪の１つである人道に対する犯罪への研究関心が非常に高まったことが挙げられる。ケンブリッジ大学の国際法教授であった Hercsh Lauterpacht は、第二次世界大戦後にドイツの戦争責任者を訴追したニュルンベルク裁判に際して、新たな犯罪類型としての「人道に対する犯罪」の概念を提唱した人物としても知られる。国際法研究センターにて研究する間に、幾度となく Hercsh Lauterpacht 教授と人道に対する犯罪との関わりについて耳にすることがあったことに加え、国際法学者の Philippe Sands 教授（ロンドン大学）の講演会（於：ケンブリッジ大学エマニュエルカレッジ）に参加し、講演会後に同氏と懇談する機会を得たことも相俟って、同犯罪への関心が一段と高まった。Sands 教授の著書 *East West Street:*

On the Origins of "Genocide" and "Crimes Against Humanity（Vintage, 2017. 邦題『ニュルンベルク合流』（園部哲（訳）、白水社、2018 年））では、Lauterpacht 教授により、ナチスドイツによるユダヤ人の大量虐殺を念頭に置いた概念として人道に対する犯罪が生み出された経緯が詳らかにされている。また国連国際法委員会により起草された人道に対する犯罪の条文草案では、ハーグ条約と同様の、すなわちテロ条約型の管轄権規定と訴追規定が導入されており、その点を踏まえ、「国際法違反の犯罪」に分類される人道に対する犯罪と「諸国の共通利益を害する犯罪」に分類されるテロリズム犯罪との関係の検討という論点も含め、今後、自身の研究を発展させていく予定である。

第四に、ハーグの ICJ および ICC への訪問に際して、ICJ の岩沢判事、ICC の赤根判事との懇談という大変貴重な機会をいただき、特に実際のケースへの国際法の適用や裁判官の職務内容等について多くを学び、国際法研究者としての視野を広げることができた。さらに ICJ の大法廷において、ロシア対ウクライナのケースのみならず、イスラエルによるパレスチナ占領地に関する勧告的意見に係る口頭手続を傍聴する機会を得たことは、英国滞在中の 2023 年 10 月にイスラエル対ハマスの軍事衝突が勃発した背景もあり、文献研究を中心とする自身の研究手法を立体化させることへも繋がった。

（３）具体的成果および今後の展望

上記（１）で述べた研究の具体的成果として、International Law Association, Japan Branch の学会誌である *Japanese Yearbook of International Law* に英語論文（約 20,000 words）を掲載予定である。また国際法研究センターにおける客員研究員による研究報告会およびケンブリッジ日本人会にて、研究に関する報告を行った。令和 6 年度危機管理学研究所・学内学会においても報告を予定している。さらに滞在中に収集した研究関連資料や、得た知見および情報などをもとに、今後１～２年をかけてさらなる研究成果を発表していく予定である。また国際法研究センターおよびペンブルックカレッジにて培った世界最高峰の教授陣さらに世界各国の国際法研究者との関係は一生の財産である。これらを今後、共同研究といった形での成果へと繋げたいと思っている。

【付記】

ケンブリッジ大学にて研究を遂行するに際して、ペンブルックカレッジの客員研究員としての身分を得ることができたのは、ひとえに日本大学と同カレッジとの間で構築されてきた過去 40 年に及ぶ関係ゆえである。滞在期間中、カレッジ内で生活の場を与えていただき、研究のみならず、カレッジの high table での日々の食事や年間の諸行事をはじめとするさまざまな場において、カレッジの一員として暖かく受け入れていただいた。Master（学寮長）の The Rt Hon Lord Smith of Finsbury、国際交流担当の Dr Daniela Passolt をはじめとするペンブルックカレッジの関係者の方々、さらに日本大学の関連部署の方々にこの場を借りて厚く御礼申し上げるとともに、この御恩返しとして、今後も日本大学とペンブルックカレッジとの懸け橋として尽力したい。また 1 年間の英国での研究生活から得た貴重な経験を、自身の研究活動は勿論のこと、日本大学の教育の場においてこれから存分に還元していく所存である。

以　上